

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

目次

- 訓令
  - 職員の出在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 三五
  - 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 三五
  - 土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件 三五
  - 福島県人事委員会 三五
  - 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 三五

## 訓令

### 福島県訓令第十六号

職員の出在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年六月三十日

本庁 機関  
出先 機関

#### 職員の出在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の出在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の広域連携の支援に関する業務に従事する職員の項中「大沼郡三島町大字宮下字宮下三五〇番地」を「大沼郡金山町大字中川字上居平九三三番地（奥会津振興センター）」に改め、同表吾妻土湯道路の管理に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

福島県知事 内堀 雅雄

（仮称）福島県立  
こころの医療セン  
ター整備工事の監  
理に関する業務に  
従事する職員

西白河郡矢吹町滝八幡一〇  
〇番地（矢吹病院）

（仮称）福島県立こころの医  
療センター整備工事の監理に  
関すること。

### 附則

この訓令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、別表市町村の広域連携の支援に関する業務に従事する職員の項の改正規定は、令和二年七月九日から施行する。

（行政経営課）

## 告示

### 福島県告示第四百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年六月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備えて縦覧に供する。

令和二年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二三番地一
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）代表取締役 芳野 秀俊  
（変更後）代表取締役 石山 博英
- 三 変更した年月日  
令和二年四月一日
- 四 届出年月日  
令和二年六月十八日
- 五 届出をした者  
エムエル・エステート株式会社

（商業まちづくり課）

## 公告

公告第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

令和二年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

郡山市河内土地改良区

就任した役員

役別 氏名

清算人 遠藤 喜一

同 柳田 勝

同 遠藤 重佳

同 渡邊 勝行

同 古田 正実

同 佐藤 茂

同 古川 榮

同 今井 良一

同 橋本 広

住所

郡山市逢瀬町河内字筑内一一一番地

同 市逢瀬町河内字日室一三〇番地

同 市逢瀬町河内字屋敷二〇番地

同 市逢瀬町河内字屋敷一〇九番地

同 市逢瀬町河内字水上一〇〇番地

同 市逢瀬町河内字屋敷一五四番地

同 市逢瀬町河内字上滝四一番地

同 市逢瀬町河内字屋敷一〇二番地

同 市逢瀬町河内字蔵田二五五番地の三

（農村計画課）

福島県人事委員会

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十五号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事部局の項中「及び第二十三条」を、「第二十三条に規定する医療調整担当課長及び第二十三条の二」に改め、同表教育委員会（教育庁を除く。）の項中「昭和五十九年福島県教育委員会規則第十三号」第五條第一項に規定する副館長を「昭和五十九年福島県教育委員会規則第十三号」第四條第一項に規定する館長及び第五條第一項に規定する副館長（令和二年四月一日以後における副館長を除く。）に、「昭和六十一年福島県教育委員会規則第六号」第五條第一項に規定する副館長を「昭和六十一年

福島県教育委員会規則第六号）第四條第一項に規定する館長及び第五條第一項に規定する副館長（令和二年四月一日以後における副館長を除く。）に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

